



サイゼリヤユニオン

組合活動補償費規定

第1条（根拠）

この規定は、規約第60条に基づき定める。

第2条（賃金の補償）

組合規約に定められた範囲内において就業時間中に組合活動を行ったことにより、賃金カットされた場合は組合より補償するものとする。ただし組合活動補償費の支出は、中央執行委員長の承認を必要とする。

第3条（個人休日の利用）

組合員が個人の休日を利用して次の組合活動を行ったときは、1日（活動が4時間を越える場合）3,000円、半日（活動が4時間以内の場合）1,500円を支給する。

1. 会議および研修に参加したとき
2. 集会などの活動を運営したとき
3. その他、中央執行委員長が認めたとき

第4条（規定の改廃）

この規定の改廃は、大会または中央委員会の決議によるものとする。

第5条（施行期日）

この規定は、2019年2月28日より施行する。

2019年10月30日より改定し実行する。

以上